登録特定行為事業者の変更等手続きフローチャート

<第1・2号の認定従事者(不特定の者対象)及び第3号の認定従事者(特定の利用者)の場合>

大分県高齢者福祉課 大分県障害福祉課 事業者 ○ たん吸引等行為の追加が可能な場合 事業者として登録をしていないたん吸引等を必要とした利用者が入所する ことになった 申請書 〇 変更登録申請 ○ 登録変更通知の交付 「登録喀痰吸引等事業者登録変更申請書(第3号様式)」のほか、「介護 福祉士・認定特定行為業務従事者名簿(第1号様式の2」及び喀痰吸引等 書類審査ののち、事業者登録変更 行為の追加に伴い変更となる書類を県に提出 通知を交付 追加登録したたん吸引等行為の実施 申請書 ○ 設置者に係る変更がある場合 ○ 変更届の提出 代表者氏名、事業所の名称、事業所の所在地等に変更が生じた 変更を証明する関連書類を添付 ※代表者変更の場合は誓約書 (第1号様式の3)が必要 ○ 変更届の提出 ○ 登録に係る事項に変更がある場合 業務に関すること、従事者に関すること、備品一覧に関すること等で 変更を証明する関連書類を添付 すでに登録している事項に変更がある 申請書 ② 変更届の提出 ○ たん吸引等行為のできる介護職員等の変更 「介護福祉士・認定特定行為業 介護職員等の採用、異動、退職により「介護福祉士・認定特定行為従事 務従事者名簿(第1号様式の 者名簿」の内容に変更が生じる

2」、従事者追加の場合は認定

証等のコピーを添付

大分県高齢者福祉課 事業者 大分県障害福祉課 〇 変更届の提出 ○ 指導看護師の変更がある場合 研修講師一覧表及び研修講師履 指導看護師の追加、変更等が生じた 歴書を添付 **申請書** 〇 辞退届について ○ 辞退届の提出 1.事業所の設置母体となる法人の変更 2.事業所の種別の変更 ・辞退する日の1ヶ月前までに届 3.認定特定行為業務従事者がいなくなった け出てください。 4. 喀痰吸引の必要がなくなった。 ※登録通知を添付すること ○ 3・4の場合 ○ 1・2の場合 • 現在の登録特定行為事業者の • 辞退届 辞退及び新規の登録特定行為事 業者の登録申請 〇 新規申請 ・新規申請書類を参照して書類 を揃えて提出